

主任技術者の専任要件の緩和措置について

平成25年12月2日

七ヶ浜町財政課

東日本大震災からの早急な復旧・復興を図るため、七ヶ浜町発注の工事において主任技術者の専任要件を緩和するものとする。

記

1. 緩和措置の内容

工事請負代金が2,500万円（建築一式工事の場合は5,000万円）以上に置く主任技術者の兼務については、工事現場の相互間隔が5km程度（平成24年7月2日適用）としていたものを10km程度に緩和措置を拡充する。

2. 対象工事

国、県、市町村等が発注する宮城県内の工事を対象とする。

3. 提出書類

主任技術者兼務承認願（別紙様式）を工事監督員に提出し、発注者の承認を得ること。

4. その他

下請負人にも適用するものとする。
監理技術者については適用外とする。

5. 適用

平成25年12月2日以降に入札公告又は指名通知する工事案件から適用する。

(別紙様式)

主任技術者兼務承認願

平成 年 月 日

七ヶ浜町長 殿

請負者 印

下記のとおり主任技術者を兼務させたいので、承認願います。

記

- 1 兼務を希望する主任技術者
氏 名
- 2 兼務を希望する工事
工事番号
工 事 名
工事場所
請負金額
工 期
- 3 主任技術者が承認を受けた工事
工事番号
工 事 名
工事場所
請負金額
工 期

主任技術者兼務承認・不承認書

平成 年 月 日

請負者 殿

七ヶ浜町長

上記の主任技術者兼務については、承認・不承認とします。
なお、不承認とした理由は、別添のとおりです。

※工事担当課に2部提出すること。